

<b>Title</b>	定住と非定住の位相：濟州島からの移動/濟州島への移動とともに
<b>Author</b>	伊地知, 紀子
<b>Citation</b>	市大社会学. 8 卷, p.1-16.
<b>Issue Date</b>	2007-03
<b>ISSN</b>	1345-8019
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学社会学研究会
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University Repository

# 定住と非定住の位相

——濟州島からの移動／濟州島への移動とともに——

伊地知紀子

## はじめに

2007年4月、サンソアバンがおよそ30年ぶりに日本から韓国濟州道の海村・杏源里に戻ってきた。サンソアバンは妻と子ども3人を村に置いて密航で渡日し、同郷であり同じチバンの男性が営むプレス工場に雇われる。経営者であった男性は1998年に亡くなったが長男が後を継ぎ、サンソアバンもそのまま働き続けてきたのだった。サンソアバンは近年体調の異変を感じていたが、医療機関にかからず放っておいたという。しかし昨年、彼はとうとう不調に耐えられなくなり働けないことを現経営者に申し出ることにした。現経営者の母親がサンソアバンを病院に連れていくと、彼は癌であることが判明したため、彼女はサンソアバンに帰郷することを勧めたのである。彼女の気がかりは、日本でのサンソアバンの看護、死後の墓、そして祭祀の責任を誰が取るのかということだった。

本論は、サンソアバンのように「不法滞在」を経験した人びとの生活歴も含め、濟州島と大阪間の移動を、日朝の現代史のなかに位置づける試みである。20世紀における戦争や内戦などの暴力によって引き起こされた移動の経験は、近年国民国家や民族という単位を分節する境界を問う「ディアスポラ」な有り様として着目されるようになった。しかし、これらの移動の経験は植民地主義に端を発するものである。クリフォードは、ディアスポラという用語が国民的アイデンティティへの積極的抵抗と結びつけられることについて、「移住や喪失、そしてたび重なる暴力の経験は、相異なる時間性を生産する。それは碎かれた歴史のことであり、国民国家やグローバルな近代化の直線的で進歩主義的語りを攪乱するのである」(クリフォード 1998: 138)と、その使用法への慎重さを示している<sup>2)</sup>。

人びとの移動の経験が、移動先の社会にとってのみ有益な多文化のありようや多様性の源として記述されるのであれば、植民地主義の痕跡を掻き消すものになりはしないだろうか。サンソアバンが日本で「死ねない」という経験は、人の移動には生活が伴うという素朴な事実を示している。解放後、朝鮮半島と日本の間に国境線が引かれ、在留資格に合法と非合法の線引きが持ち込まれた。しかし、生活の場から見れば、出立した場所と辿り着いた場所は繋がっている。本論では、解放後から現在まで継続されている濟州島から日本への移動と往來の経験をとおして、この移動に関わる人びとにとっていかなる生活世界が生成されてきたのかを記述してみよう。

## 1 カテゴリーの狭間

サンソアバンの経験は、日本において従来議論されてきた「オールド・カマー」と「ニュー・カマー」をめぐる「エスニシティ」や「在日外国人問題」のどこに位置づけられるのだろうか。この問いは、私が韓国済州道と大阪でフィールドワークをするなかで実感してきたものだった。ある国民や民族について論じる際に、世代論は時代背景と個々の経験を集約するカテゴリーとして非常に有効である。在日朝鮮人<sup>3)</sup>についても同様であり、植民地時代に渡日した人びとを「一世」、その子を「二世」、その孫を「三世」とし学術研究や文学作品など幅広い分野で用いられている。例えば、「一世は朝鮮を身をもって知っている」存在であり、「二世は朝鮮語も朝鮮文化も知らぬがゆえに民族性の欠如した」存在として範型化されてきた。ところが、大阪で済州島出身者の個々の生活史を聞かせてもらうと、「一世」のなかには、解放によっていったん帰郷しながらも「田舎」での生活に馴染めず再渡日してきた人びともいる。解放前に初渡日した父と解放後に初渡日した母を持つ友人は、自らを「年齢的には三世くらいだけど、二世」と説明する。もちろん、ここでは個々の多様な経験をカテゴライズすることに異議を唱えたいのではない。

在日朝鮮人の歴史を振り返ると、法的地位や戦後補償問題、民族教育などについて議論する際に世代論は有効かつ有用かつ必要である。そこで留意することは、カテゴライズによって生じる範型を「実在」として固定化することなく、範型を生み出す構造を照射する暫定的なものとして扱うことであろう(松田 1996)。例えば、日本の公立学校において在日朝鮮人の子どもたちは「日本人と同様」に扱われることによって、その存在を見えなくされてきた。こうした状況にたいして、日本の公立学校には民族学級が、地域では民族子ども会が民族教育に取り組み、現在模索されている「多文化教育」のベースとなる重要な実践を積み重ねてきている。その現場では、「民族の自覚と誇り」を育成し民族的アイデンティティを確立することが、日本社会からの同化の圧力に抵抗し、差別と抑圧から解放する手段となるという言説が範型化されてきた。金泰泳は、こうした範型化されたアイデンティティを「戦術」として積極的に擁護すべきであるとする一方で、従来の民族的アイデンティティが、個を抑圧する機能をもちあわせてきたことを指摘している(金 1999: 132)。

近年、「ニュー・カマー」の増加により日本社会における「多民族化」についての調査研究が広がっている。従来の研究との比較もまた、今後増えてくるであろう。その際、金泰泳が民族教育の実践をめぐって実感した、カテゴライズの両義性への留意がますます求められるのではないだろうか。戦後、在日朝鮮人は「一時的滞在者として政治問題扱い」をされ、1970年代から「定住をめぐる社会問題」が論じられるようになる。いずれも「在日朝鮮人問題」として問題化されてきたが、1990年代に入り「国際化」時代における「内なる他者」として、「学問」の領域でも「エスニシティ」研究の対象として取り上げられるようになっ

た。研究対象へのアプローチは、研究者が置かれている時代や社会の拘束から逃れえない。

本論が対象とする「密航」経験も含めた済州島から日本への移動の背景には、済州4・3もまた深く関わっていた。しかし、従来の在日朝鮮人に関する研究では4・3も含めた「密航」経験に関する詳細な研究は皆無であった。なぜなら、南朝鮮単独選挙を阻止するための武装蜂起が起こされた1948年4月3日を示す済州4・3は、韓国現代史において長くタブーとされ、韓国における民主化の流れとともに1980年代末からようやく正史としての歴史の舞台に引き上げられるようになったからだ。1990年代には慰霊事業や証言集の公刊、行政による被害者調査も実施され、2003年盧武鉉大統領は国家権力による過ちを公式謝罪した。4・3の被害者申告は日本でも受け付けられている。このことは、4・3について語ることによって、語り手とその人に関わる人びとの生活におよぼす社会的影響が弱くなってきたことを示している。

しかし、社会環境が変化したからといって、正史の闇に封じ込められてきた歴史を生きてきた人びとが、即座に自らの経験を語り出せるわけではない。「密航」そのものが、韓国と日本双方において不法行為とみなされるのであり、そこに至る事情と渡日後の生活、そして人びとが抱えてきた思いは、4・3にかかる「密航」でなくとも日本社会において容易には語りえない経験であった。しかし、近年、こうした人びとの経験を詳細に取り上げる研究も見られるようになってきている（高鮮徽 1998; 玄 2007）。そこで、私自身もこれまで感じてきた「オールド・カマー」と「ニュー・カマー」というカテゴリーへの違和感を、フィールドでの知見をもとに文章化することを試みよう。日本社会から見て取りやすかったこの二つのカテゴリーの再編成を企むのではなく、出先である済州島から広がる生活世界に視点を置き、サンソアバンたちの経験を日本と朝鮮半島の歴史のなかに跡づけてみたいのである。

## 2 解放後、済州島からの渡日

### 2.1 解放前後

日本による植民地期、朝鮮半島から解放時までに200万人に及ぶ人の移動があった。それらの多くは、植民地支配のなかで生活手段を剥奪され生きる道を求める人や労働力・兵力として強制連行された人によって構成されていた。済州島からの移動の特徴には、第一次世界大戦後に阪神地域から職工募集、済州島と大阪を結ぶ直行航路の整備がある。これらが相まって、島民の5人に1人が渡日するという「国境をまたぐ生活圈」（梶村 1895: 26）が形成された。単身渡航から家族の呼び寄せとなり、同郷者同士で職住を融通し合い冠婚葬祭の相互扶助を交わし、都市での日常を営んでいた（伊地知 2000: 93-97）。第二次世界大戦に突入し戦況が悪化するなか、都市にいた済州島出身者にとって「田舎」である済州島が疎開先となる。1945年に解放を迎えると、済州島への移動は「引揚げ」となり、44年から46年

の間に人口は約5万3,000人増加した（済民日報四・三取材班 1994:39）。

解放によって済州島の生活は、いきなり植民地経済構造から放り出されてしまう。植民地期済州島の生活必需品は、日本からの送金および輸入によって賄われていた（伊地知 前掲書：86-93）。その流れが、解放によって突然断たれることになる。さらに、帰郷には、千円という財産持帰り制限が課せられる。そのため、人や物品を搬入するために貨物船や小型漁船が玄界灘を往来していた（済民日報四・三取材班 前掲書：190）。梁愛正さん（1937年生）は母と弟二人とともに、45年疎開で本籍地である済州島下貴里に初めて住むことになる。父と姉は46年に引揚げてきたが、そのとき品物を仕入れて済州島で売りさばいたという（藤永他 2000）。李健三さんは、1937年大阪で生まれ1946年家族で済州島新村里に帰郷した。李健三さんの母は、48年に起きる済州4・3に繋がる不穏な空気を村内で感じ、済州市への引越しを決意した。そこで、日本に残ってゴム長靴工場を営む長女から引越し資金を調達するために、母は再渡日し済州島に戻ってきた。

李健三さんが「当時の行き来は自由やったから」と語るように、解放によって突然国境線が引かれても、人びとの生活感覚にすぐさま国境線が持ち込まれるわけではない（藤永他 2007）。しかし、実際は国境線が成立しているのであり、GHQ当局の許可無しでの外国人の日本への出入国は禁止されていた。さらに、日本からの物資の持ち込みは「密輸」と看做された。当時、米軍政の警察服に着替えた「日帝の巡査たち」が、「密輸品を取り締まる」という大義名分のもとに活動した。しかし、物資搬入を処分するよりも裏取引で私腹を肥やしたものが多く、後に、このような謗利行為に米軍政官吏や警察高位幹部、西北青年会などの施設団体が加わり、数々の暴利事件に繋がったのである（済民日報四・三取材班 前掲書：45）。解放後も在日する人びとが済州島にいる人びとの生活を支える姿、そして日本と朝鮮半島双方の占領軍が往来を取り締まる様子は、「解放」とは何であったのかを問うものといえよう。これら経済的要因に加えて46年コレラが発生し、生活疲弊に追い打ちをかけるように凶作が続く。こうした状況のなか渡日・再渡日する人びとは続き、46年「不法入国」で検挙された人数は1万7千人を越えた（法務省入国管理局 1959:14）。そして、人びとを日本へ向かわせる要因には、48年に起きた済州4・3もまた深く関わっていたのである。

## 2.2 済州4・3以後

1948年4月3日、南朝鮮単独選挙に反対する島民による武装蜂起が勃発した。その前兆は、47年3月1日済州市で行われた3・1節記念集会での警察による一般市民銃撃事件に象徴される。19年3月1日に起こった反日独立運動の28周年記念となるこの集会は、軍政警察の監視のもと開催された。記念行事終了後に街頭デモが始まるなか騎馬警察の馬が蹴り倒した子どもを、乗馬していた警官が無視したことに抗議した市民たちに対し、警官が無差別発砲し6名の死者を出したのである。この事件に対し、島内において左右を問わず非難の声が生まれ、韓国史上「類例のない」官民ゼネストが全島で展開された（済民日報四・三取材班

前掲書: 209-248)。こうした事態を危険視した米軍政によって済州島へ送り込まれた趙ピョンオク警察部長は、陸地から応援警察と西北青年会を送りこみストライキ関連者を検挙し拷問し裁判にかけていった。

梁愛正さんの父は、3・1事件の場に居合わせ、下貴里に戻り「これからは大変な時代が来るよ」と言って単身で再渡日したのであった(藤永他 前掲論文)。「これやばいということで、村から離れた人はうちの村がいちばん早かったと思う」と梁愛正さんが語るように、下貴里は、植民地時代から「独立運動家の村」であり、解放後は建国準備委員会や人民委員会の活動が活発に行われ、米軍政警察に「左翼の村」として目をつけられていた。4・3の初めから最後まで、壮絶な犠牲を払った村である(済民日報四・三取材班 2004: 174-179)。

焦土化作戦が終息する54年9月21日までの7年6ヶ月の間に、3万とも5万ともいわれる無実の島民が虐殺された。済州道議会の調査によれば、犠牲者の8割以上は軍・警察・右翼青年団など「討伐隊」によるものであることが明らかになっている。しかし、こうした事実が明らかになっていくには1980年代末の韓国社会の民主化の波を待たねばならない。それまで、反共イデオロギーを国是としてきた歴代の韓国政権は済州4・3をタブーとしてきた。また、虐殺を正当化するため討伐隊による犠牲者は「アカ」のレッテルが貼られ、その遺族は公職につくことも困難であった。討伐隊による被害者と武装隊による被害者との間に深い溝が横たわることになる。生存者は「アカ」と見做されることを恐れ、口を閉ざし、その記憶は捻じ曲げられてきた。

「武装隊」による4・3蜂起勃発後、海上警備や夜間通行禁止、旅行証明制度などが実施され、済州島から出ることは困難であったが、それでも日本へ向かう人びとはいた<sup>4)</sup>。東日里にいた姜京子さんの母は、二男と二女が「武装隊」に入ったために何度も警察に呼び出され拷問される。姑の勧めで、夫と長男のいる日本へ姜京子さんとともに再渡日した。姜京子さんは、「恐怖のあまり」どこに何年いたのかわからないほど転々とし、辿り着いたのが日本なのであり、50年ころに来たと思うがはっきりわからないと語る(藤永他 2001b)。

梁愛正さんが、再渡日を決意した理由は「進学」だった。一人で自分と第二人を育てる母の負担になってはいけなないと、父のいる日本を目指す。まず、釜山の従兄のところへ転がり込み、国際市場でタバコ売りなどをしながら、1週間に一回程度で父に「行きたい」ということと母と弟が苦勞しているから「助けてくれ」という内容を書いた手紙を送っていた。そのうち、国際市場で商売をしている人に父から金と手紙が届き、梁愛正さんは済州島へ戻り母に金を渡し、父からの連絡を待った。そして、再度父から手紙が来て指定された人に会い、釜山から密航船に乗って下関に着くと父親が迎えて来てくれていた。父の住む加古川に行き、進学のことを伝えると朝鮮高級学校を勧められたが、「共産党に敵愾心をもって」いたため断る。その後も、総連系の父とは合わず、鶴橋の親戚のところへ行き住み込みの仕事を紹介してもらった。その後、映画館で下貴里にいたときの小学校の同級生に偶然出会い、彼と同じ洋服屋に雇われる。「韓国語をしゃべったり、日本語下手」でも使っていると、一人の女性に話しかけられ、たまたまその女性の夫と梁愛正さんの父が友人であることがわかり女性

の家に居候させてもらうことになった(藤永他 2001a)。

済州4・3、朝鮮戦争という激変の最中であつた50年代は、「“ポリッコゲ(麦峠)”」という言葉で象徴される飢餓の時代であつた。夏から秋に収穫された雑穀類と甘藷で翌2月までは何とか持ちこたえるが、春窮期の3月から麦の収穫期まで(ポリッコゲ)は政府の貸与食糧に頼るほかなく、しかも貸与した穀物は麦の収穫後2倍にして返さなければならなかつた(文 2005: 96)。57年には40年ぶりといわれる大凶作となる。こうした状況のなか、58年12月17日付の『漢拏日報』には「朝天面新农村から密航企図者9名検挙」という記事が出ている。

サンソアパンの最初の渡日は、まさにこの時期であつた。朝鮮戦争で韓国軍に志願し退役後に、彼は生活を維持すべく渡日した。一度「密航」が発覚し、大村収容所経由で済州島に戻るが、子どもとの関係がうまくいかず再度「密航」したのだつた。また、離散状態になつた家族に会いに渡日する場合もある。68年8月21日付の『済州新聞』には、「日本特別滞在申請」という記事がある。内容は次のようなものだ。金良淑さん(当時13歳)は、1歳の彼女を済州島に置いて渡日した母のもとへ行くため密航した。しかし、上陸するや出入国管理収容所に収監されたため、済州島内の各界で一万名署名運動が起こり、人道主義の観点から金良淑さんが在日できるように在日韓国大使館が日本政府と交渉し、特別在留許可を得た。この記事は、在留許可を得るまで3度にわたって掲載されている。

65年日韓条約が締結されたが、ごく普通の人びとが自由に海外に行くには87年の民主化後である89年の海外渡航自由化を待たねばならなかつた。その間の渡日はさまざまな事情によるものであるが、何より、「生活に余裕が出てきた」と実感できる80年代<sup>5)</sup>(伊地知前掲書: 103-104)まで、人びとにとって「密航」とは、その不法性を問う以前に経済的社会的に選ばざるをえなかつた移動手段だったのである。

### 2.3 88を経て

88年ソウル・オリンピックを経て89年海外渡航自由化前後から、人びとは飛行機に乗って済州島から日本に来るようになる。3ヶ月の親族訪問ビザ、15日の観光ビザを使ってひと仕事しては済州島に帰り、また渡日するという短期滞在型の移動形態が生まれた。ただ、当初から「ひと仕事」目的で来日するとは限らない。私が杏源里でこの時期以降の渡日理由を尋ねた際、「日本で弟がしている母の祭祀に一度顔を出したいから」「甥の結婚式のため」「兄の小祥(一周忌)に息子と」「村の畑管理で相談するため」など、出稼ぎ以外のさまざまな答えが返ってきた。そこで、家族や親戚の手伝いから近所の工場へという流れもできる。もちろん、なかにはビザの期間が切れてもそのまま「不法滞在」する人びとはいる。私が94年に杏源里を初めて訪れたとき、「俺が関空を作ったんだ」「鶴橋に鶴一つ焼き肉屋があるだろ。私はあそこにいたんだ」と気軽に声をかけられた。

そのうちの一人、90年30歳のときに大阪の親戚を頼って従兄とともに渡日したヒジニア

バンは、その後3年間「不法滞在」していた。ヒジニアバンは、当初親戚が借りてくれた大阪市生野区のアパートに入ったが、仕事探しは自分でした。鶴橋には、彼と同じく「不法滞在」する人同士で情報交換し生活用品を販売する場所がある。そこで、ヒジニアバンのような「不法滞在」者を雇ってくれる砂利採集業者や電気工事会社などの仕事情報を得て働いてきた。ヒジニアバンが生野区に滞在している92年、私は朝鮮市場周辺にすむ済州島出身の女性たちに生活史を聞いていた。当時70歳前後の彼女たちの一人は次のように語っている<sup>6)</sup>。

ここら一人暮らしのおばさん（おばあさん）みな2階を人に貸してるやん。みんな部屋欲しがるやん。最近増えたなあ。ここ10年くらいかな。みんな出稼ぎで来てるもんな。そこのキムチ屋の横で仕事してる人、みんなあっちから来た人ばかり。警察がやかましいねんで。何回も行ったたり来たり。「使うなア」いうて。「はい、使いません」って判捺すねん。また使うねん。仕事してくれる人おれへんやん。ここ人してくれへんよ。ここ生まれは。若い人で。「誰がそんな、臭いのするかア」いうねん。みす（水）仕事冷えるし、身体中しみ込んでニンニク臭い。みす仕事、冬どんなけ冷たい思てんのお湯使われへんやん。親戚ばかり違うけど。まあ友達のつととかね。うわさ聞いて来るわけ。「大阪どこそこ行ったら、キムチ工場がある」いうて有名らしくて、済州島では。「キムチの会社があるからそこ行ったら使ってくれる」いうて。有名らしいで。嫁さんに来る人も多いで。

この語りが示すように、89年以降飛行機で人びとがやって来る以前から、「間貸し」があった。語り手の女性もまた、知り合いから紹介された「不法滞在」の人に2階を貸していた。92年当時、66歳以上の韓国籍・朝鮮籍の人びとは国民年金制度から排除されており<sup>7)</sup>、間貸しによる現金収入は生計の支えとなった。実は、こうした「間貸し」は解放前からすでに実践されていたのである（伊地知 2005b: 89-90）。解放後も次々と、済州島からそして朝鮮半島の他の地域から人がやって来る。そうした様子は次のように語られた。

ここに…友達か親戚が兄妹かおる人はほしよにん（保証人）して、三月間、長くて。また、あのここおる、ほしよにんが、堅くな、税金よう納めて会社のしゃちょ（社長）でもなって、な、ここにしっかり住まいをしたら、また三月か二月くらい延ばしてもらうねん。ふん。で、その間毎日休まんとな、も、まいーにち働きっぱなしやんか。ほんで、金をそんなに使えへん、服でも買えへんよ。食べへんで。食べさしてもらうねん、そこで。住み込みみたいになってるとこあるからな。そうして、むこ行ったら何百万、「ああ、あの人日本行って何百万儲けてきた」、うわさ出る。「ほんだあ、私も行こか」や。「私も行ったら儲かる」、な。ほんな誰でも儲からへんがな。ここに居る人が、ちゃんとしてくれんなあかんやん。それ考えない。自分の畑売って来る人おる。ほんで、ここで、誰もな、ほしよにんなる人なかったら、夫婦でな帰されるねんで。ほん



で、15日間しか判子捺してくれへんねん。15日で何するの。その間仕事探したら15日なるやん。泣きながら行く人あるし、逃げる人もおるし、いろいろおるやん。コヒャン（故郷）行ってもな。何もなしに、「金儲けに行く」いうてな、大袈裟に出たのに、泣きながら行ったら誰もな、守ってくれへんやん。ほんでもう、な、かっこ（格好）隠れるわけ。隠れてこそこそ仕事して、しまいにもう、ばれたらばれたなりで処分しょーいう大きな気持ち持たなしゃあないやんか。で、男は土方が多いな。日に1万円くらいなるし、2・3回行ってちょっと言葉が通じたらもうちょっともらえるしな。そこで、寝泊まりするし、飯も食わしてくれるし、月なんぼ、年間なんぼ、その計算して来たところで、泣く人は泣くし、笑う人は笑うし…いろいろおるよ、ん、いろいろおる…。

日々の生活のなかで見聞する移動の風景が語られる。どの時代においても、「泣く」人、「笑う」人がおり、ある人は去り、ある人は住み続ける。「不法滞在」とわかっているも部屋を貸すのは、生計の支えになるからでもあるが、後からやって来る人びとの姿に自分たちが歩んできた道が重なり承諾の返事を生むのである。こうした心性をここでいったん、「察しの心」と名付けておきたい。それは、他者の苦勞への想像力といってもいいだろう。

こうした心性を伴う事例は、92年当時生活史を語ってくれた女性たちが営んでいた、金融講「頼母子」にも見られる。内職などでまとまった賃金を得られず多くの高齢者が文字を持たないなかで、身分証明も申請書類もない「頼母子」は彼女たちの生活を支える実践共同体であった（伊地知 2005a: 349-352）。互いの事情を察するなかで成立する「頼母子」は、固定的調和的なのではなく親や子を使い込んで逃げる「パンク（破産）」の危険性を常に伴うものである。「察しの心」とは、流動的でありながらも、何らかの状況に合致すれば共同の生活実践へと結晶する創発的力の源でもあるといえる。こうした「察しの心」による実践がいきなり破綻という終焉を迎える他の事例をみてみよう。日本で済州島出身者の生活過程と意識の調査をおこなった高鮮徽が経験した、二度の「就労支援」実践である。

84年留学の下見に来日した高鮮徽は、遠い親戚である済州島出身の女性に挨拶に行った時、彼女は高に何も聞かず2～3時間の間に電話をかけまくり、住み込みで働くところを見つけ出し車で送り届けたのだった。店に着くと、高に掃除の仕方や洗い物の仕方を教えた後、家に連れ戻った。二度目は、92年調査のために知人に紹介された済州島出身の男性に会いに行ったときのことだ。待ち合わせの喫茶店には男性の嫁が一緒に来ており、高を車に乗せると「親の家も広いから、住みながら通ってもいいけど、あなたは同じ立場の人がいるところが気が楽で、住み込みにしたほうがよいでしょ」と言って、住む込む場所に向かい出した。どちらの場合も、高が働きにきたのではないとわかると「何しに日本に来たのか」と問うたという（高鮮徽 前掲書: 216）。

高は、自らの経験を生み出した人びとの判断とふるまいは「済州島人の相互扶助」であると記している。ここでは、それを本質的文化と規定してしまうのではなく、時代の変化に対応しながら創りだされてきた実践的文化といえるものと考えたい。

これまで見てきたように、解放前から続く濟州島からの渡日は、時代とともに社会が変化しようとも血縁、地縁、知人友人、顔見知りのネットワークを適宜辿りながら実現できたものであった。「密航」で渡日してきたサンソアバンと飛行機でやって来たヒジニアバンは、日本社会から見れば、渡日時期や方法、滞在形態、就労プロセスなどによって時系列的に類型化する存在でもある。しかし、「国境をまたぐ生活圏」から見れば、それぞれの人びとの有り様は、年齢、出身村、地縁血縁、仕事の有無、居住先の有無などが類型として範列的に立ち表れる。いつの時点においても、日本に渡日してきた人と在日している人はこれらの類型を挟んで、互いの関わり合いを選択してきたのである。

### 3 濟州島へ

#### 3.1 喜捨という共同実践

「国境をまたぐ生活圏」における解放後の人びとの移動は、日本に向かうばかりでなく濟州島へ向かう流れもある。そのありようは団体レベルから個人レベルまで多様だ。団体レベルでは、関東で1961年「在日本濟州開発協会」<sup>8)</sup>が発足し、62年に訪問団として14名が濟州島へ向かった。関西からは、63年大阪郷土経済人協会視察団が濟州島を訪れている<sup>9)</sup>。こうした動きは、当時の朴正熙政権が在日の資金を経済開発に活用しようと「包容政策」をとったことにも関係している。63年「国土建設総合計画法」が韓国全国レベルで制定された。この法律において、濟州島は高度経済成長を象徴する三番目の「特定地域」に指定され、観光資源の開発を基礎とした国際観光都市としての発展を目的とすることになったのである(文 前掲書:130-136)。

この時期を前後して、在日する同郷出身者による親睦会や有志からの寄付が見られる。濟州島の地方紙である『漢拏日報』や『濟州新報』<sup>10)</sup>に、これらの動きが掲載されている。「在日僑胞 土地喜捨」(濟州新報 58.4.6)では、朝天面新村里出身の金さんが朝天中学校区域内にある土地1,380坪余を個人的に買い取り喜捨したという内容が紹介されている。記事には、朝天中学校関係者が金さんに購入を依頼したものであり、金さんが植民地時代に無一文で日本に出稼ぎに行き金属工業で成功したことも掲載されている<sup>7)</sup>。また「在日金寧里出身 学術機材寄贈」(濟州新報 58.12.16)という記事も見られ、寄贈式に参加するため出資者たちが日本から帰国した内容が掲載されている。この後も、さまざまな親睦会や有志からの喜捨についての記事が掲載され、学校関係、道路や橋の工事、村の公民館などインフラ整備への投資が多く見られた。在日濟州島出身者による村親睦会の調査を行った高鮮徽は、親睦会のあり方が60年代以前と以後では異なっていると指摘する。高によると、60年代以前は在日する同郷者同士の生活扶助が主であったが、以後はそれまで自由に行き来できなかった出身村への支援活動が主な活動目的となったという<sup>11)</sup>(高鮮徽 前掲書:232-233)。

### 3.2 故郷と国籍

こうして見てくると、在日済州島出身者の親睦会による喜捨という共同実践に、ディアスポラのナショナリズムを想定することも可能だろう。しかし、いずれの親睦会も「故郷のために」金さえ集まれば寄付が可能だというわけではない。日本から済州島への人や物の移動もまた歴史的な文脈に拘束されている。日韓条約を挟んだこの時期は在日本朝鮮人総連合会（以下、総連）と在日本大韓民国居留民団（94年から「在日本大韓国民団」。以下、民団）の対立がとりわけ厳しい時代であり、在日済州島出身者同士にもその分裂は当然持ち込まれていた。「韓国政府は、総連系の『在日』との接触を禁じ、日本での接触はもとより、個人の送金や仕送りにいたるまで総連系の『在日』によるものは、警察や情報機関による厳しい取り調べや処分の対象となった」のである（文 前掲書:137）。

サンソアバンの出身村・杏源里の在日親睦会は、解放後に結成された。主要メンバーは総連系の人が多く、59年からの帰国事業<sup>12)</sup>が開始されるなか、総連内部で村親睦会は民族統一と相容れないという声があがり一度解散する。80年に現名誉会長が再結成した。親睦会そのものがない時代でも日常での仕事の付き合いや冠婚葬祭での行き来はあり、杏源里を本籍地とする有志で、68年杏源里内にかかる済州島一周道路移設改修工事に60万円を寄付している。親睦会としては、80年村の生活道や農道、海岸道路の舗装・開設のために50万円、94年里民会館新築費用に900万円を寄付した。

95年の里民会館竣工記念パーティーには在日親睦会から2名が参加することになった。直前まで、名誉会長の参加が懸案であったが見送られる。解放後渡日した名誉会長は、朝鮮籍であり朝鮮学校関係の役員をしているためだった。96年からほぼ毎年私が訪れている在日本杏源里親睦会恒例の花見の席で、名誉会長の妻は「死ぬまで一回だけ村に行きたいんやけどな。主人の関係でなかなか行かれへんやん」と語っていた。彼女もまた解放後に夫の後を追って渡日したのだった。記念パーティーには韓国籍の顧問と副会長が参加した。副会長は65年に渡日し30年ぶりの帰郷であった。

在日本杏源里親睦会の役員たちの在日歴は、多様だ。解放前から在日している人、解放後に渡日してきた人、渡日時期も人それぞれ異なる。国籍の問題、民族団体の関係、経済的理由でなかなか済州島に行けない人びとがいる。解放後の村の動向は、密航してきた人や飛行機でやってきた人らによって伝えられ、行けない人からの用事は済州島に行く人に託されることもあった。「国境をまたぐ生活圏」は維持されつつも、そこには日本と朝鮮半島の関係、それぞれの戦後史、法制度が入り込む。そのなかを移動することは、すべての人に等しく開かれた選択肢ではない。

### 3.3 半世紀後に訪れた機会

2000年南北頂上会談における「6・15南北共同宣言」の後、南北閣僚級会談が開催され、その共同報道文には、「朝鮮総連（総連）同胞の自由な故郷訪問への道を開くこと」が盛り込まれていた。これを受けて、韓国政府による総連系の人びとの「訪韓団」が募集され<sup>13)</sup>、2003年名誉会長は約50年ぶりに村を訪れた。04年の花見の席で、名誉会長は、「いつか堂々と村に帰れるときが来ると信じていました」と語った。彼自身、済州4・3の関係で渡日にいたったという背景もあり、済州島に行くことについてかなり慎重であった。同じく4・3を機に渡日した姜京子さんは、密航後初めて80年代に済州島へ行った。そのときの恐怖を次のように語った。

ものすごく怖かったですよ、もちろん、支部の民団にも、私はこういう体験しました言うてないでしょ。自分の心には、怖いものが。家族が隔離されたり、決して逃げたわけじゃない。必死で逃げたから、ものすごく怖かったですよ。行く先にね、警察が、パスポートに行く先の住所が書いてあるでしょ（藤永他 2001b）。

訪韓にあたって、民団に4・3の体験を申告する必要はない。姜京子さんは韓国籍での済州島行きであったが、韓国籍だからといって4・3の経験から解き放たれるわけではない。村に行けば、どこの家の子どもかと尋ねられ何を言われるわからないという不安、自分が何かしたわけではないのに、必死に隠れ逃げたこと、故郷へ足を入れることへの重圧は、時間の流れとともに薄れたわけではなかった。また、4・3とは関わりがなくとも、総連で活動していた経歴が韓国入国の際に緊張をもたらす場合もある。神戸で生まれた金慶海さんは、2001年63歳で生まれて初めて本籍地済州島を訪れることにした。20年近く朝鮮高級学校の教員をし、母と長兄、次兄が北に行き、三兄以下3人の兄が総連幹部であるため、訪韓については慎重だった。組織を離れて20年近い金慶海さんは、「訪韓団」ではなく個人で駐日韓国総領事館に行き朝鮮籍のままの入国許可を得る。直前に済州島を訪れていた私は、金慶海さんの到着を済州空港で待っていた。到着ロビーで再会すると、金慶海さんは初めて韓国の入国審査場に向かうとき、過去の履歴と国籍ゆえに「いきなりどっかに連れて行かれるんとちゃうか」と本気で心配していたと真剣な表情で語った。朝鮮籍のまま単身で本籍地に降り立つ際のその警戒感、歴史のなかで身体に刻まれてきた枷であり、在日する人びとと朝鮮半島をめぐる過去と現在を照射するものであるといえよう。

長い時間と慎重な決断の末にようやく済州島に行くと、村には相続するべき家と畑があり管理すべき墓がある人もいる。そこで、相続手続きを進めようとする、人びとは歴史的に築かれた壁に次々と遮られる。金慶海さんの場合、両親が植民地時代に渡日し帰郷することなく、父が日本で母が北朝鮮で亡くなった。父母と兄弟6人みな朝鮮籍である。ところが、母が民団にいる親戚に頼んで韓国の戸籍に家族関係を反映させ、金慶海さん本人および両

親兄弟すべての出生が掲載されている。在日朝鮮人には、こうした手続きの一つ一つに「面倒」が伴う。

在日朝鮮人の婚姻、出生、死亡などの届け出は、日本における居住地の自治体に提出する必要はある。たとえば出生後14日以内に出生届を提出しない場合、原則としてその乳児は強制退去の対象となる。しかし、これら身分関係の変更について本国に届ける義務はない。そのため、在日朝鮮人の婚姻、出生、死亡などについて、本籍地の戸籍に反映されていないことは珍しくない。そこで、韓国戸籍にこれらを反映される場合、在日朝鮮人については駐日韓国総領事館に申請することも可能であるが、外国人登録証の国籍欄が「朝鮮」ままでは申請を受理されない。国籍欄を変更せずに手続きする場合は、直接本籍地を管轄する市・邑・面の長に郵送などで申告書を提出する（在日本朝鮮人人権協会 2004: 315-317）。

金慶海さんの場合は、母が民団にいる親戚と連絡をとっていたおかげで事が比較的スムーズに済んだという。母は、祖父が済州島で亡くなった後、財産である家と土地（墓地と畑）の名義を、直系卑属かつ一人息子である父とその息子である長兄に振り分けていた。父と長兄は済州島には不在であるが、親戚が家と土地を管理してきた。在日する親戚が総連関係者の場合、済州島にいる親戚がもう戻ってくることはないと判断し勝手に名義変更し、往来できるようになってもあることがあるという。しかし、金慶海さんの親戚はいつか戻ってくるだろうと家と土地を守ってきた。

在日する兄弟のなかで最初に金慶海さんが済州島に行った。父が故郷を離れて73年後、初めて息子が先祖の墓参りに訪れたのだった。そこから済州島の親戚と在日する金慶海さん兄弟との間で、財産管理の今後についてやりとりが始まった。この間に父が日本で亡くなり長兄が北朝鮮で亡くなっていたため、在日している三兄・四兄・五兄・慶海さんと済州島の土地を相続する結論に至った。北朝鮮に次兄と長兄の長男が生きているが、彼らに相続権があることは韓国政府には承認されない。そこで、在日している4人で相続するために、やむをえず次兄と長兄の長男を死亡あるいは行方不明という理由で戸籍から抹消することに合意する。金慶海さんは、その結論に至ったことが「ショックだった」と語った。そこまで決断してさらに壁にぶち当たる。韓国政府から見れば、朝鮮籍の人びとは「内国人でも外国人でもない」存在なのである。それゆえ、金慶海さんたちは、相続するため韓国籍に変更することを求められた。しかし、金慶海さんたちはそれを拒み、これまで前例のない朝鮮籍のままでの相続を試みている<sup>14)</sup>。

在日する人びとの生活は、在住する日本・国籍国・本籍地のそれぞれから規制を受けざるをえない。こうした生活のありようそのものを、梶村秀樹は「『国境をまたぐ生活圏』ひいては定住外国人として故国との紐帯は、観念、意識のあり方以前に、まず生活の実態としてあるものである。それは歴史が形成させたものであり、本人に責任如何という筋合のことではない」と主張している（梶村 前掲書: 27）。済州島出身者の解放後史から見れば、「国境をまたぐ生活圏」は、まさに生活の必要から維持されてきたのである。

## 4 定住／非定住外国人の位相

梶村は、戦後40年たった当時、日本社会が異文化の並存を認める「開かれた社会」論が盛んに行われるなかで、その姿勢に抽象的には賛同しながらもその具体性において定住外国人の定住性に力点が置かれていることについて懸念を表している。なぜなら、それは「アイヌ、沖縄の人々、韓国・朝鮮人、中国人など」と「日本国家からみでの等質性において一括することがしばしば」であるためだ（梶村 前掲書: 23）。定住性を強調する視点は、つまり「日本人と変わらぬ生活実態」を測っていることにつながるものであり、在日朝鮮人の場合、歴史的に形成された現在において「外国人であろうとすること」の側面もふくめて捉える必要があると梶村は主張している。

この点について、青木秀雄もまた外国人労働者の定住をめぐる諸議論を検討するなかで、「共生」の捉え方について取り上げ、「多くの場合、外国人の日本人への同化に基づく『良好な』関係を『共生』と呼んでいるにすぎない。そこでは、日本人と外国人の非対称的な権力関係が看過されている」と問題提起している（青木 2006: 14）。つまり、日本人にとって把握可能な領域において外国人との「共生」が成立するのであり、例えば見えにくい非合法の存在との「共生」は成立を措定されていないということだ。もちろん、これらの指摘は、在日朝鮮人がこれまで日本社会において国籍条項撤廃運動などを通して差別と排除の壁を崩してきた成果を白紙に戻して、あらゆる面で日本人と外国人の線引きを明確にすべきだといっているのではない。むしろ、制度的存在形態以前に、それぞれが在日するにいたる文脈に目を向けながら、日本社会で生活する人びととして捉えることを求めているのである。

冒頭で紹介したサンソアバンは、約30年間在日していた。ひたすらプレス工場の一労働者として働き、特別在留許可を申請することなく、時々済州島から妻が来ていたが病を患い身の回りを世話する者がなく自首し帰郷した。サンソアバンと同じく杏源里出身で、68年に密航で渡日した朴東煥さんは、特別在留許可を得て日本でも結婚し27年在日していたが、故郷で死にたいと済州島にいる妻のところへ戻った。彼らは、最初から30年在日したら帰郷するつもりだったわけではない。

これまで見てきたように、人びとの移動には経済的理由、進学、家族との再会、財産や祭祀の管理など生活に関わるさまざまな事情が伴っている。近年、短期滞在型の渡日者も増えているが、済州島の経験から見ればその人びとをただ滞在期間でもって分類するだけでは不十分といえよう。もちろん、杉原が指摘するように、日々の現実のなかでは様々な在日歴がぶつかり、例えば合法／非合法の分節によって排他的関係の再生産も見られる（杉原 1998: 31、伊地知 前掲書: 342-346）。こうした関係のありようは、済州島においてはその裏返しのように表れることがある。日本で生まれ育ち朝鮮語ができない親戚が村を訪れ帰った後に、その人びとのふるまいかたについて、村では「日本人」と呼び、そこには彼我の境界が引かれてしまうからだ。こうした差異化／差別化の作用もまた、国境をまたぐ生活圏が

維持されるなかで歴史的に形成されたものである。

また、金慶海さんの経験からも見てとれるように、在日朝鮮人の場合、本人の意識は別として、法的行為すべてはその局面ごとに居住国日本と外国人登録証の国籍表示に応じて韓国あるいは北朝鮮の法律が適用される。本国の状況が日本への移動や本籍地への往来に影響し、日本における生存の有無すら把握することに困難が生じる。こうした国籍表示による判断や行動へのさまざまな影響も含め、生活の実情に寄り添いながら人びとの移動や往来、そして定住の経験を捉えることが、今私たちに求められているのではないだろうか。

〔付記〕本稿は、2005年「韓国済州島と大阪からみた日韓関係——「国境をまたぐ生活圏」からの問い」『戦争と平和』05』Vol.14、大阪国際平和研究所、pp.85-100と資料および議論が一部重複するものであるが、本稿自身は全面的に書き下ろしたものである。また、本稿は、2006年度科学研究費補助金・基盤研究（C）「在日済州島出身者の生活史調査——解放直後の生活過程と意識」（代表者 伊地知紀子）による研究成果を一部加えたものである。

#### 〔註〕

- 1) チバンとは、父系出自集団を指し門中より狭い範囲を指す。詳しくは、(高村 2006: 83-84)。
- 2) ソニア・リャンは、在日朝鮮人一世の生活史がこれまでのディアスポラの定義ではうまく捉えられないとし、それは「私たちがディアスポラという概念を問題にすると、ある歴史的出来事の結果のみに焦点を当てる傾向があり、ここまで作り出されてきたプロセスに対応できていないためである」と、個々の移動経験に寄り添う必要性を述べている(リャン 2005: 203-204)。
- 3) 本稿では、国籍を問わず朝鮮半島にルーツを持つ人々を総称して在日朝鮮人と表記している。
- 4) 2004年10月15～16日に済州島で「済州歴史と周辺地域との交流」というタイトルで開催された「第2回済州島研究国際学術シンポジウム2004」にて村上尚子が朴贊植の「済州島抗日運動と「四・三」の連関性」についてコメントする際に配布した資料にも1947年5月から1948年6月までの済州島からの「密航者・密航船」数が掲載されており、1948年6月12日と13日の『大分合同新聞』では「済州島の内戦を避けて逃亡」して木浦から乗船し大分に到着した」ことが記事に掲載されていると報告した。
- 5) 朝鮮戦争休戦後の韓国におけるセマウル運動や済州島の観光開発、ミカン栽培の発展など島全体を見れば、60年代、70年代とかなりの変貌ぶりである。しかし、住民の実感から見れば、杏源里の場合、80年代にかかる頃になってようやく、ミカン畑への島内出稼ぎや観光産業への「ノカタ（土方）」仕事、アワビやサザエの商品化促進、畑作の大量生産化による現金収入による生活のリズムが出てきたのである。
- 6) 語りのなかの（）内の言葉は、私が補足したものである。
- 7) 国民年金受給条件は、20歳から60歳まで25年間保険料を納め、65歳になると老齢年金を受給することが基本である。そのため、制度発足時の59年に35歳以上の人は25年を満たせないため無年金となった。その後経過措置がとられ、86年専業主婦の女性が強制加入になり、この時点で35歳以上の人は、それまでの期間を「カラ期間」として受給年金額が少ないがもらえるシステムへ移行すると平行して、国籍条項のため加入できなかった在日朝鮮人は、1961年～1982年までを「カラ期間」として認めた。しかし、1986年時点で60歳以上の人、1926年4月1日以前に生まれた現在80歳以上の人々はすべて無年金状態である。現在は、各自治体ごとに無年金の外国国籍の人への対応を実施しているが、老齢福祉年金の場合、日本国籍者は月額3万4000円ほどであるのに対し、外国国籍者は月額1万から

- 2万という格差がある。さらに、介護保険料は年金から控除されるが、無年金であれば別途現金で納めなければならない（中村 2005 に詳しい）。
- 8) 92年「在日本済州道民協会に改称、その後2005年「在日本関東済州道民協会」に再改称」。
  - 9) 94年他の3団体と合わせて「関西済州道民協会」へ統合。
  - 10) 62年「済州新報」と「済民日報」が統合され「済州新聞」として発刊、90年「済民日報」が改めて創刊され、96年「済州新聞」は「済州日報」へ移行。
  - 11) 寺岡は、在日済州島出身者による在日同郷団体の活動記録から、寄贈内容や意味の変化を詳細に分析している。寺岡によると、在日済州島出身者全体を対象として同郷団体は、60年代・70年代は設備投資や経済開発援助に重点が置かれていたが、80年代以降は在日する子孫たちのアイデンティティ形成のための夏期学校など団体「内部充実」へと重点が移っていったという。また、村レベルの親睦会においても、寄贈の対象が村レベルから次第に道レベルへと広げられていることから、在日する人々にとっての「故郷の範囲」が変化していると指摘している（寺岡 2003）。
  - 12) 日本と朝鮮民主主義人民共和国では国交がないため、日本赤十字社と朝鮮赤十字社によって、1959年から1984年まで実施され、93,340人が新潟港から海を渡った。
  - 13) 民団は1975年から総連傘下同胞を対象に「省墓団（母国訪問団）事業」を実施してきた。
  - 14) 金慶海さんの場合は、両親の婚姻届が出されており子供も戸籍に反映されていたが、在日する父が韓国国籍において未婚のままである場合は珍しいことではない。在日する父が韓国国籍において未婚のまま死亡した場合、亡父名義の不動産は兄弟姉妹に相続される。それを防ぐには、亡父に配偶者と子供がいることを韓国戸籍に正しく反映させなければならない。植民地支配、済州4・3、南北分断、朝鮮戦争などで、韓国には行方不明・生死不明の不動産所有者は少なくない。そこで、韓国政府は所有者不明の不動産を解消し活用化をはかるため、簡易な手続きで現実の占有者に与えるという特別措置を過去数回とってきた（在日本朝鮮人人権協会、2004：300-301）。2006年と2007年はその特別措置法が施行されている。

## [参考文献]

- 青木秀男、2006「外国人労働者の労働・定住・階層化」『市大社会学』No.7、pp.1-17、大阪市立大学社会学研究会。
- 済民日報四・三取材班 1994=1994、文京洙・金重明「済州島四・三事件」第一巻、新幹社。
- 、2004、金蒼生訳「済州島四・三事件」第六巻、新幹社。
- クリフォード、J. 1994=1998、有元健訳「ディアスポラ」『現代思想』第26号第7号、pp.120-156。
- 法務省入国管理局、1959『出入国管理とその実態 昭和34年度版』。
- 藤永壮、高正子、伊地知紀子、鄭雅英、皇甫佳英、張叶実、2000「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査（1・上）——梁愛正さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集人文科学編』102号、pp.57-74。
- 藤永壮、高正子、伊地知紀子、鄭雅英、皇甫佳英、張叶実、2001a「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査（1・下）——梁愛正さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集人文科学編』103号、pp.43-62。
- 藤永壮、伊地知紀子、鄭雅英、皇甫佳英、張叶実、2001b「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査（3）——姜京子さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集人文科学編』105号、pp.51-81。
- 藤永壮、高正子、伊地知紀子、鄭雅英、皇甫佳英、高村竜平、村上尚子、福本拓、塚原理夢、李陽子、2007「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査（4・上）——李健三さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集人文科学編』122号、pp.99-124。
- 玄武岩、2007「密航・大村収容所・済州島——大阪と済州島をむすぶ「密航」のネットワーク」『現代思想』



第35巻第7号、pp.158-173。

伊地知紀子、2000『生活世界の創造と実践——韓国・濟州島の生活誌から』御茶の水書房。

——、2005a「営まれる日常・繕りあう力——語りからの多様な『在日』像—」藤原書店編集部編『歴史のなかの『在日』』、pp.337-355、藤原書店。

——、2005b「韓国濟州島と大阪からみた日韓関係——『国境をまたぐ生活圏』からの問い」『戦争と平和'05』vol.14、大阪国際平和研究所、pp.85-100。

梶村秀樹、1985「定住外国人としての在日朝鮮人」『思想』No.734、pp.23-37。

金泰泳、1999『アイデンティティ・ポリティックスを超えて——在日朝鮮人のエスニシティ』世界思想社。

高鮮微、1998『20世紀の滞日濟州島人——その生活過程と意識』明石書店。

松田素二、1996「変奏する二つの記憶——韓国人元徴用工被爆者の戦争の語り」『インパクション』No.99、pp.54-63。

文京洙、2005『濟州島現代史——公共圏の死滅と再生』新幹社。

中村一成、2005『声を刻む——在日無年金訴訟をめぐる人々』インパクト出版会。

杉原達、1998『越境する民——近代大阪の朝鮮人史研究』新幹社。

寺岡伸吾、2003『地域表象過程と人間——地域社会の現在と新しい視座』行路社。

高村竜平、2006「墓を通じた土地と人との関係についての小論——韓国・濟州道の墓地管理活動『伐草』の事例から」『立命館言語文化研究』17巻3号、pp.79-96。

リャン、ソニア、2005『コリアン・ディアスポラ——在日朝鮮人とアイデンティティ』明石書店。

在日本朝鮮人人権協会、2004『在日コリアン 暮らしの法律 Q & A』日本加除出版株式会社。

#### [新聞]

『濟州新報』1958年4月6日、1958年12月16日。

『濟州新聞』1968年8月21日。

『漢拏日報』1958年12月17日。

愛媛大学

いちのりこ